

独立行政法人日本学生支援機構奨学金の給付奨学金家計急変採用 及び貸与奨学金緊急・応急採用の取扱いについて

【令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生対象】

日本学生支援機構では、令和4年8月3日からの大雨による災害により家計が急変し、奨学金を希望する学生について、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の申込みを受け付けています。

希望する学生は、基準等の詳細について個別に対応しますので、事務局窓口まで申し出てください。

■災害救助法適用地域

【青森県】弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鱒ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町

【山形県】米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡飯豊町、寒河江市、西村山郡大江町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町

【新潟県】村上市、胎内市、岩船郡関川村

【石川県】金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町

【福井県】南条郡南越前町

※上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭った者についても、適用地域に準じて取扱います。

■JASSO災害支援金

学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は日本学生支援機構ホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>